



2025年度（令和7年度） 預かり保育のご案内



福山市立幼稚園では、「預かり保育」を実施します。その利用方法や内容をご紹介します。

1 預かり保育はいつ利用できますか？

- 通常預かり保育日
幼稚園の保育日に実施する預かり保育日のことです。
利 用 日：教育時間終了後
利用時間：14時から17時まで
- 長期休業中預かり保育日
長期休業期間中に実施する預かり保育日のことです。
利 用 日：土曜日・日曜日・お盆、12月29日～1月3日の間を除く期間
利用時間：8時30分から17時まで
※ 園運営上の都合で、中止する場合があります。

2 預かり保育料はいくらですか？

- 預かり保育料は、日額300円です。
- ただし、同一月に納付していただく納付額の上限額は3,000円となります。
- 預かり保育料とは別に、日額50円のおやつ代が必要です。
 - ※ おやつ提供時間までに降園する場合は、お持ち帰りください。
 - ※ おやつ代は、利用日数×日額50円の請求となります。
 - ※ おやつは、食物アレルギーを有する場合は、提供できないことがあります。その場合は、おやつの持参が必要です。

3 預かり保育料は無償化の対象ですか？

- 保育の必要性の認定を受けた場合、市立幼稚園の預かり保育料が無償となります。
- 保育の必要性の認定を受けるためには、申請が必要です。
 - ① 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書
 - ② 保育の必要性を証明する書類
- ・ 就労証明書、就労申告書（自営・農業等）、申立書（妊娠出産・病気・障害等）等
 - ※ 保育の必要性を証明する書類は、保護者それぞれに必要です。
 - ※ 子育てのための施設等利用給付認定申請の提出の有無にかかわらず、「預かり保育申込書」を提出していれば、預かり保育の利用は可能です。

4 どのように納付をするのですか？

- 預かり保育の利用額は、利用した月の翌月中旬頃に幼稚園から請求されます。
- 納付は口座振替を基本としています。口座登録をしていただき、翌月 27 日に登録口座より引き落としとなります。
- 口座登録をされていない方は、指定された日までに幼稚園へ納付してください。

5 預かり保育料免除について

- 生活保護世帯又は市町村民税所得割非課税世帯に該当する場合は預かり保育料が全額免除になります。また、幼稚園・保育所等に通う兄・姉や、小学校 1 年生～3 年生に兄・姉がいる場合、当該兄・姉から数えて第 2 子もしくは第 3 子以降について、預かり保育料が半額免除又は全額免除になります。
※ 預かり保育料が免除になる場合も、おやつ代は必要です。
- 世帯の状況等に変更がありましたら、すみやかに幼稚園に申し出てください。
- その他、ご不明な点はお問合せください。

6 利用の申し込み方法について

- 利用を希望する場合は「預かり保育申込書」で、各幼稚園にお申し込みください。
- 預かり保育をほぼ毎日利用したい、週数回程度利用したい、また緊急時のみ（参観日など）利用したい、それぞれどの頻度の希望でも、利用開始日から翌年 3 月の学年末修了日までの期間の申し込みで結構です。
※ 「預かり保育申込書」の提出がなく、緊急で預かり保育を利用される場合は、後日、申込書の提出をお願いします。

7 預かり保育利用について

- 預かり保育のご連絡は、原則としてスマート保育アプリの機能をご利用ください。ただし、緊急の場合はお電話でも対応します。

8 預かり保育利用の辞退について

- 預かり保育を利用しなくなった場合は、幼稚園に「預かり保育辞退届」を提出してください。

9 預かり保育利用のお断りについて

次のような場合には、預かり保育の利用をお断りすることがあります。

- 預かり保育料を滞納しているとき
- 常時、お迎えの時間を守ることができないとき